

# フランス議会の復権はなされたか

— 2008 年憲法改正以後の法案審議 —

## Le renouveau du Parlement s'est-il réalisé ?

徳 永 貴 志

Takashi Tokunaga

### 【Abstract】

La revalorisation du Parlement portée par la révision constitutionnelle de 2008 a réalisé l'émancipation de la majorité parlementaire. Dans le même temps, cette révision pourrait accroître le rôle de la minorité et l'opposition dans le travail législatif, par l'assouplissement des mécanismes du parlementarisme rationalisé et le renforcement de l'influence des commissions dans la construction législative.

### 【キーワード】

政治法, 議会多数派, 野党会派, 政治の論理, 制度の論理

## 1. はじめに

フランスでは、2008年7月23日に第五共和制史上最大規模の憲法改正が行われ、従来の枠組みを大きく変える統治構造改革が実施された。とりわけ、改革のなかでも議会と政府との権限配分を変えることで議会権限を相対的に強化し、その復権を図ることが最重要課題とされた。憲法改正を受けて、翌2009年に組織法律が制定され、続いて同年に両院の議院規則の改正が行われた。憲法改正から5年余りが経過したが、憲法の新規定と連動して修正が施された諸々の準則の下で、この間、諸政治アクターによる様々な実践が積み重ねられている。これに対し、フランス議会法の専門家の間では、現在の議事運営において改革の担い手たちが目指した通りの議会権限強化が実現しているのか、果たして文字通りの「議会の復権」がなされたのか、新制度の検証と合わせて議論が続いている<sup>1)</sup>。

ジャン・ルイ・プザンが指摘するように、議会法とはその本質において政治法である。それは、

政治現象を規律する法であるというだけでなく、政治の現場において不文の準則が果たす役割を説明するものだからである<sup>2)</sup>。確かに、憲法をはじめとして議会の活動を枠付ける実定法規が存在し、政治アクターたちはそれらの成文準則に従って行動することを求められるが、その一方で、議会内の諸アクターが成文準則を適用し、あるいは、明文規定のない事柄についても具体的な実践を積み上げるなかで、規範全体の意味内容が明らかになり、それ以後、アクター自身を事実上拘束する行動規範が生み出される<sup>3)</sup>。すなわち、議会法における規範は、成文準則と政治的实践との不安定で変わりやすく、場合によっては両者の緊張を伴った結合の産物である。したがって、フランスにおける一連の議会改革の意義を読み解くためには、制度設計の目的だけでなく、運用のなかで生まれた機能や、さらにはいまだ顕在化していない制度に内在する可能性まで広く考察しなければならない。

そこで本稿では、議会における「立法機能」の場面に焦点を絞って、改革後の運用を素描し、その意義を探ってみたい<sup>4)</sup>。

## 2. 常任委員会における政府と多数派

2008年の憲法改正により、各議院の本会議における法案審議は、原則として常任委員会で採択された法文について行われること（憲法42条1項）とされて以来、常任委員会は、政府、議院内会派各々が法案の中身に対して自分たちの影響力を行使し合う主戦場、すなわち実質的審議の場となっている。

第五共和制設立当初の制度論理としては、立法の一端を担う両院の委員会は、政府の行動を縛ることなく、法律の体裁を整えるだけの技術的役割を果たす機関であることが期待されていた。ところが、実際には制度を運用するなかで、法案審議を付託された各委員会が政府と議会多数派との妥協を形成する場として機能してきたことは、多くの論者が認めるところである<sup>5)</sup>。また、同様に制度としては、法案は原則として分野別の常任委員会ではなく、議題ごとに招集される非専門的な議員から構成された特別委員会に付託するものとされていたが、実際には多くの法案が常任委員会に付託される運用がなされてきたので、常任委員会の果たす機能は本来の制度趣旨とは異なり、法案の中身に実質的な変更を加える大変重要なものとなってきた。しかし、これまでは、議院の本会議における政府提出法案の審議は、最初に政府によって提出された原案を土台に行うもの（憲法旧42条1項）とされていたために、当該法案を所管する大臣や首相が委員会へ出席するのは、法案を提出し、自ら必要に応じて、あるいは委員会側の求めに応じて意見を述べるためであって、委員会の場で法案の審議に影響力を行使し続けることは望ましくないものと考えられてきた<sup>6)</sup>。また、委員会審議の段階で、各会派の議員から提出された修正案が受理され、採択されたとしても、それらの修正案は政府原案の付属文書として添付されるだけで、委員会の後に続く本会議の審議はあくまで政府原案について行われるので、所管の大臣が委員会段階で議員から出される修正案に逐一対応する必要性もなかったのである。

ところが、現在、所管の大臣（場合によっては首相）は委員会に政府法案を提出してからその採択の瞬間まで、委員会における審議過程全体に参加しており、これは議員、所管大臣双方にとって欠かせないプロセスとなっている<sup>7)</sup>。なぜなら、議員たちにとっては、政府法案に対する自分たちの修正要求に関し、政府の立場をすぐに聞き出してその対応策を練ることができる一方で、所管大臣にとっても、政府の提出した法案に含まれる諸規定が、議員、とりわけ多数派議員の意向に反していないかどうかを慎重に確認し、彼らを説得したり、場合によっては彼らの意向を踏まえて法案を改めて吟味し直すことも可能だからである。もっとも、こうしたプロセスにおいては、政府による議会審議への介入を以前にも増して強化する可能性も考えられるので、伝統的に会派間のコンセンサスを重視してきた元老院においては、委員会における閣僚の存在は疎まれがちである<sup>8)</sup>。そうした事情もあって2009年の組織法律には、委員会審議への政府のアクセスを議院規則により制限できるとする規定が当初盛り込まれたが、議会審議における政府の主導性を過度に制約するのは、議院制の合理化を今もなお基本理念とする第五共和制憲法の趣旨に反するとして、憲法院により違憲判決が下されている<sup>9)</sup>。

かつて、本会議において議論される法案が基本的に委員会で準備されたものであった第三、第四共和制でも、委員会審議に政府が参加することはなかったので、こうした変化は共和制議会史において画期的なものであるといえよう<sup>10)</sup>。その意味で、今日、名実ともに常任委員会が機関として立法過程の中心的存在になっていることは間違いのない。

後述するように、常任委員会における議員と政府との力関係を大きく変化させる潜在力を有したこのような改革は、「コペルニクス的」とも評されているが<sup>11)</sup>、政府法案の作成を担当する各省庁部局の側から見れば、経済・財政省の同意、首相の裁定、そして憲法39条によって義務付けられているコンセイユ・デタによる精査とそれに続く閣議による審議のさらに後に、委員会による法案

の実質的検討が、政府原案の成立を阻む新たな障害として立ちはだかることになったわけである<sup>12)</sup>。

では、実際に常任委員会で行われる審議において、政府と議員との関係はどうなっているだろうか。議会内に政府を支える安定した多数派が形成されるようになって以降も、議会多数派は、政府法案に多くの修正案を提出することによって、政府に対して一定の自律的な存在として影響力を行使していることが指摘されてきた<sup>13)</sup>。そして、改革後5年間の運用のなかで明らかとなった一つの特徴は、委員会における審議に参加する多数派議員のプレゼンスがこれまで以上に増大していることである。改革以前は、本会議場に出席する議員よりも、委員会審議に参加する議員の方が多いのではないかと揶揄されるほど、委員会所属の議員数は過剰であった。しかし、各議院の常任委員会の上限が6から8に引き上げられたことで、国民議会においては上限の8に、元老院においては7に増えた結果、各常任委員会に所属する議員数が大幅に減少し、審議における議員たちの発言機会が明らかに増加している<sup>14)</sup>。第五共和制においては、1議員1委員会の原則（現国民議会規則38条1項、現元老院規則8条12項）によって、各常任委員会の定数は膨れ上がり、その結果、常任委員会における詳細かつ効率的な法案審議は困難であるとされてきた<sup>15)</sup>。しかし、常任委員会の法案審査能力を削る一因となってきた所属人数が大きく変わったことで、法案審査の質の向上も期待される。

次に、常任委員会の報告者の地位の強化と彼らの政府に対する影響力の増大が観察されている。改革以前でも、報告者は、委員会審議に入る前にその準備作業として、所管の大臣と接触して法案の趣旨を聴取したり、起草に携わった官僚に聞き取り等を行うなどして、委員会審議のたたき台を作る重要な役割を果たしてきたが、先で見たとように常任委員会の役割の増大に比例して、報告者の地位もさらに強化されている。新たに追加された憲法48条5項に基づいて、野党会派および少数会派に留保された月に1度の議事日程に記載された法案については、慣例により当該法案を提出し

た会派、つまり野党会派ないし少数会派のなかから報告者が任命されているが、それ以外の場合には、基本的に多数会派のなかから報告者は選ばれるので、政府としては、政府法案が多数派の議員たちの修正案によって大きく歪められることがないよう、報告者と頻繁に交渉することが重要となっている<sup>16)</sup>。

さらに、共和国大統領の官職任命権を統制する権限が常任委員会に与えられたことで、大統領に対する常任委員会の影響力も増している。新たに加えられた憲法13条5項は、各委員会における反対票の合計が、両委員会内で示された投票の少なくとも5分の3に達している場合には、大統領は官職任命権を行使することができない、とする。これまで大統領の排他的権限に属していた領域に委員会が介入することができるようになった結果、政府としては、委員会に所属する議員に受け入れ可能な人物を推薦せざるをえず、場合によっては、正式な候補者の提案より前に、とりわけ院内多数派との協議が必要となっている<sup>17)</sup>。この権限は法案の審議と直接関わるものではないが、常任委員会の構成員と政府との話し合いと妥協の機会を増やす機能を果たすものとなっている。

### 3. 審議時間均衡化の模索

多くの人々の納得を得ることができ、同時に法律の質も確保するためには、議会において一定の時間をかけて議論を尽くす必要があることは言うまでもない。議会には一般に、そのための様々な装置が用意されている。他方、選挙（とりわけ下院選挙）の結果国民から承認された政策プログラムを実行に移すために政府が提出する法案群については、議会における審議の過程でその趣旨が与野党所属を問わず議員の要求によって歪められたり骨抜きにされることを避けるために、政府としては審議時間をできるだけ短くしたいという誘惑が常につきまとう。どちらの要請も民主主義原理から説明されうるものであるが、フランスにおける先の改革は、両者の要請の均衡の模索という視点で捉えることが可能である。

先の憲法改革により政府の予算法律案や社会保障財政法律案等を除く通常の政府提出法案、および議員提出法案の本会議第一読会における審議は、法案提出後6週間経過後でなければ先議の議院で行うことができず、後議の議院では、送付後4週間経過しなければ行うことができなるとされた(憲法42条3項)。この新たな規定は、審議に参加する政府も含めたすべてのアクターに対して、本会議に先立ち委員会において十分に検討を尽くすことを要求する趣旨を定めるものである。これを受けて、国民議会規則では、委員会において本会議の始まる2週間以上前<sup>18)</sup>から法案の検討を行わなければならないとされた(国民議会規則86条)。ただし、議事協議会による反対がなく、政府が憲法45条の審議促進手続(*la procédure accélérée*)の採用を決定した場合には、かかる期間の猶予は適用されない(憲法42条4項)。実際これまでのところ、左右陣営問わず政府は必要に応じて審議促進手続に訴えてはいるが、それでも、改革前と比較すると、国民議会の場合、議院への法案提出から本会議の開始までの期間が3倍程度増加しており、元老院においても国民議会ほどではないが明らかな増加を見せている<sup>19)</sup>。

また、委員会、本会議ともに議員による無秩序な修正案の提出によって、これまで審議の遅延がもたらされてきたことへの反省から、2009年制定の組織法律13条により、政府の修正案および委員会の修正案を除いて、議員による修正案は、本会議における法文の審議開始以降は受理されないとされ、これを受けて国民議会規則99条は、議事協議会による反対決議の場合を除き、議員の修正案は当該法文の審議開始3会議日前の17時までに提出しなければならないと規定した<sup>20)</sup>。しかし、実際には、委員会による法案の公示が遅れた場合など、議員による修正案の提出が期限に間に合わないことに配慮して、議事協議会は柔軟な運用を行っているようである<sup>21)</sup>。

審議時間に関連するこれらの改革のなかでも、最も重要とされるものは、国民議会における「審

議時間のプログラム化」(*le temps législatif programmé*)手続の導入である(国民議会規則49条5項～13項, 55条)<sup>22)</sup>。本手続に入るか否かの決定を下すのは議事協議会であり、議事協議会が必要と判断すれば、本会議において1つの法案に関する審議に当てられる時間に上限が設定され、政府と委員会を除くすべての会派の発言時間に枠がはめられる。本手続規定の適用にあたっては、議事協議会の習律により具体化された一定のルールに従った運用がなされ、とりわけ、野党会派の発言時間に配慮することが目指されている<sup>23)</sup>。すべての会派の長の要求があれば、議事協議会の決定により、1法案につき最長30時間が与えられ(ただし、1会期に1度だけ、最長50時間が可能である)、各会派に最低限の時間が分配される。追加時間の60%は野党諸会派に会派の規模に比例して配分されることになっている。分配された持ち時間を各会派は自由に使うことができる。概括討論、逐条審議、修正案の審議いずれの段階でも構わない<sup>24)</sup>。

先述の通り、左右入れ替わり型の政権交代が定期的に行われるようになった1980年代以降、野党会派による議事妨害を目的とした修正案の乱発とそれに付随する投票説明によって、本会議の審議時間の長期化が深刻な問題となってきた。このような議事妨害への対抗措置の一つとして導入された審議時間のプログラム化手続は、その運用開始以来頻繁に利用され、各会派に割り当てられた時間制限も遵守されている。また、注目すべきは、サルコジ政権下で当該規定の改正が実現した際に、こうした制限規定の採用に対して、「猿轡」、「ギロチン」と評して激しく批判した当時野党の左派勢力が、2012年に政権の座に就いてからは、規定の廃棄を主張していないことである<sup>25)</sup>。当時の国民議会議長ベルナル・アコワイエにより「立法手続改革の核心」として提案された審議時間のプログラム化手続は、政府にとっては、通常の場合の可決に政府の責任をかける信任手続(憲法49条3項)に対する新たな制限を代替する機能が期待されており、議事妨害対策として効果的な「時間制限」は、左右問わず政権を獲得した陣営

にとって共通の関心事であることがわかる。

他方、元老院においては、審議時間のプログラム化手続は導入されなかったにもかかわらず、議事妨害としての修正案乱発は抑制されている。伝統的に党派間のコンセンサスを重視する体質もあるが、政府はサルコジ政権以来、憲法 45 条の審議促進手続を利用して最終的な議決を国民議会のみ委ねることによって元老院議員による抵抗に対応しているためである<sup>26)</sup>。

#### 4. 多数派の解放？

1958 年に第五共和制が誕生して以来、政府と議会多数派は常に一体的に行動してきたわけではない。政府の法律案に対する議員による修正案提出の歴史（とりわけ、議会内に政府を支える安定的多数派が誕生して以降）を見ても、多数派は一枚岩ではなく、政治状況によって強弱があるとはいえ、政府に対して一定の自律性を有してきたことはすでに見た通りである<sup>27)</sup>。このような政府に対する議会多数派の自律性を与件に、「議会権限の強化」の意義とその効果を捉え直すならば、先に述べた常任委員会で生じている現象からも読み取れるように、少なくとも立法プロセスの場面で、政府に対する議会多数派の影響力が大きくなっていると評価できる。

例えば、議員提案法案あるいは修正案の不受理手続を規定した憲法 41 条 1 項は、これまで政府のみに認められてきた不受理権限を、新たに、法案の付託を受けた議院の議長にも付与した。これにより、政府による不受理決定に対して議院の議長が反対する可能性が出てくるが、当該規定は法律の質の向上と命令領域への侵害回避を目的とするものであるから、その対象は議員の修正案だけでなく、政府起源の修正案にも及びうる<sup>28)</sup>。議院の議長は通常、院内多数派の長が就任することになっているので、多数派が政府の決定に対抗する道が開かれたことを議長の権限拡大は意味している。また、先に取り上げた憲法 45 条 2 項の審議促進手続の発動に、政府に加え両院の議事協議会の関与が認められた点は議会権限の強化の一つと

説明されるが、議事協議会は、政府の参加はあるものの、議長、副議長、各常任委員会の委員長、各会派長等によって構成されているので、内部における議会多数派の影響力は大きく、審議促進手続の政府による濫用に対する多数派による歯止めとして機能する可能性を指摘できる<sup>29)</sup>。他にも、憲法 39 条の改正に伴って、2009 年制定の組織法律により政府法案の提出に際して当該法案の影響評価が義務付けられ、それに反すると議事協議会が判断すれば議事日程に記載されないことになったので、政府は多数派に対して協調的な態度を取らざるをえない<sup>30)</sup>。さらに、憲法 48 条 2 項の新規定により、政府が優先的に自身の定めた順序に従って議事日程に記載できる法案の審議は 4 週の本会議のうち 2 週に限られることになった結果、多数派が政府に対して自律的に議事運営を統御できる範囲は広がっている。

ところで、第五共和制は、過去の体制の経験から政府を支える安定した多数派の形成が困難であることを理由に、議会に対する政府の優位性を確保するための諸制度を用意した。「合理化された議会制」と呼ばれるそれらの諸制度は、フランスの議会制と隣国のそれとを分かち特殊な仕組みであると説明されてきた。したがって、政府に対する議会権限の強化を一つの柱とする 2008 年の憲法改正のメニューのなかに、「合理化された議会制」の緩和が掲げられたことは当然であるとも言える<sup>31)</sup>。これに対し、セリーヌ・ヴァンゼルは、機能と運用実態に着目した比較研究に基づいて、このような議会制の合理化メカニズムの捉え方に異を唱えている。ヴァンゼルによれば、議院内閣制を採用するイギリス、ドイツ、イタリアにおいて、政府（内閣）と議会多数派との一定の融合現象が観察される場合でも、フランスと同様に、政府は自身に有利な条件で自ら提出した法案を議会に承認させるための諸装置を活用していることを指摘する<sup>32)</sup>。このことから、「合理化された議会制」の諸制度は、政府と議会との均衡を政府に有利な形で確保するための装置ではなく、政府が議会内多数派を操縦することを通じて合理的期間内に自身の政策プログラムを採択させるための手段

であると考え。このような理解に立った場合、「合理化された議会制」の緩和は、政府に対する議会の立法権限の回復ではなく、政府が自身の政策プログラムを迅速に採択させるための手段を削減することを意味することになる<sup>33)</sup>。

また、ヴァンゼルによれば、「合理化された議会制」には、古典的変異型と現代的変異型という2つの類型があるとされる。前者は、政府と議会との関係が権力間の分立と均衡の体制として認識されるもので、かかる体制においては政府を支える多数派が不十分であるために、政府には立法過程を統制するための多くの特権が付与されていなければならない。一方、後者においては、政府を支える安定的多数派を通じた政府と議会との融合関係を基礎としつつ、野党への対応も含めて議会において政府の政策プログラム実現の舵取りを行うのは、政府ではなく、議院の議長、会派の長、委員会の長といった議会側の多数派リーダーである。現代的変異型においては、議会多数派が政府に対して明確に反旗を翻すことは想定されないので、政府に留保されるのは、法案提出権、議院への参加権、議院における発言権、法案に対して明確な信任問題を提起する権限、議院の解散権、修正案提出権、という議院内閣制において政府が伝統的に有してきた諸特権に限られる。

フランス第五共和制成立時の統治構造は、明らかに「合理化された議会制」の古典的変異型であると考えられるが、2008年の憲法改正はこの体制にどの程度の質的変化をもたらしているだろうか。すでに本稿でも取り上げたが、「合理化」の緩和に関わって、以下の改正が主要なものとして挙げられる。

- ①議員提出法案および修正案の不受理手続への両院議長の関与（41条1項）
- ②常任委員会提出法案の本会議での審議（42条）
- ③常任委員会数上限の引き上げ（43条）
- ④審議促進手続への議事協議会の関与（45条2項）
- ⑤政府と両院との議事日程の対等な分配（48条）

- ⑥通常の法案の可決に政府の責任をかける信任手続の制限（1会期に1度）（49条3項）

これらの制度改正は、政府に対する議会の権限強化という観点では、なお限定的で不十分なものであり、政府と議会との抑制と均衡に基礎を置くシステムと言わざるをえないが、すでに述べたように、政府に対する議会多数派の自律性、存在感、影響力の増大という面では、一定の変化を見せているようにも思われる<sup>34)</sup>。もっとも、政府提出の予算法律案、社会保障財政法律案という政権の存立に関わる重要法案に対しては、憲法49条3項の信任手続による制限は付されておらず、憲法44条3項の一括投票も依然として残されているので、制度上は議会多数派が政府による締め付けから完全に解放されているわけではない点も留意しなければならない。しかし、改革後の政府と議会多数派との関係の変化のなかに、現在のフランス議会が「合理化された議会制」の現代的変異型へと移行しつつある徴候を見ることはできるのではなかろうか。

## 5. まとめにかえて

1962年に政府を支える安定した多数派が誕生して以来、その多数派は時として一定の自律性を発揮しつつも、基本的には政府への支持を強制される従属的存在であることに変わりはなかった（「道具化される多数派」）。大統領が持つ首相の任命権が議会多数派によって事実上篡奪されたコビタシオンの反省をもとに2000年に導入された大統領5年任期制は、政府と多数派との主従関係を確実なものにする意図が込められていた。

しかし、2008年7月の憲法改正によってもたらされた政府／多数派関係の変化は、少なくとも、「道具化される多数派」モデルからの脱却を表している。とりわけ委員会審議において議会多数派の影響力は発揮され、政府の側が対話と協議を求め、場合によっては彼らに対する譲歩を余儀なくされている。

他方、議会の立法機能の強化を野党の地位の強化として理解する捉え方がある。月に1度の本会

議を、野党会派および少数会派の発案に基づいて行うことを定めた新たな規定（憲法48条5項）や、それを受けて議院規則で採用された野党会派議員への発言時間の優先的配分などは、かかる理解を前提とするなら重要なものである。しかし、議会の立法過程は基本的に、政府と議会多数派との関係を中心に進行するものと捉えるならば、野党の地位を多少強化したとしても、立法におけるその役割は限定的なものであることに変わりない。実際、先の改革以後の運用を見ても、野党に付与された優先的発案権が期待されたほど機能しているとは言い難い<sup>35)</sup>。それならば、野党はもっぱら調査委員会等を通じた政権に対する統制に専念し、また、特に下院においては、次の選挙を睨んだ国民へのアピールに特化した戦略を実行した方が合理的ということになる。確かに、与野党関係を軸に立法過程を捉えるならば、対決型の論理が今もなおフランスの議会を支配していることがわかる<sup>36)</sup>。

これに対して、対決型とは異なる野党のあり方の探究もなされている。野党と並んで憲法上特別の権利を付与された少数会派に注目し、彼らを介してその都度多数派との協議・妥協を模索するあり方である<sup>37)</sup>。複数の党派の連立による多数派形成が常態化しているフランスでは、多数派に属しつつも主要会派とは異なる政治的立場を保持する少数会派の存在は無視できないという事実由来の思考方法である。改革以後、政府に対する議会多数派の自律性が高まるなかで、多数派に属する少数会派の可能性に賭けるのも故なきことではない。ただ現在までのところ、少数会派は多数派の論理に絡め取られ、自身の存在意義を発揮する機会はいまだ乏しいようである。

エリック・ティエールは、議会の機能を考察するうえで重要なのは、「政治の論理」と「制度の論理」という、時に相矛盾する論理を峻別しつつ両立させていく発想であると述べる<sup>38)</sup>。政治の論理としては、政府が議会多数派を指揮して政治的決定が導かれることが基本であり、そこでは、政府与党と野党との対決が演出され、野党の役割はせいぜい政府の主導する決定を引き伸ばすことに

置かれる<sup>39)</sup>。かかる政治の論理が制度の論理へそのまま投影されると、政府与党は立法機能を担い、野党はもっぱら統制機能を担うことになる。しかし、制度の論理としては、かかる単純な機能分担に収斂されるわけではなく、多数派に属するか野党に属するかにかかわらず、議員は国民の代表者として議会に備わる機能を行きわたらせる。ここに両者の論理が交錯する契機が生まれる。政治の論理の下で議員の発議権はあくまでマージナルなものに過ぎないが、制度の論理として政府法案に対する修正を提起することにより、立法機能を担う可能性が出てくる。もちろん、どの程度の実質的法案修正が少数会派や野党にまで広がるかは政治の論理の影響下にあるが、政治の論理に回収されることのない、制度に内在する潜在的可能性を探ることもまた重要である。

本稿は、平成25～27年度科学研究費補助金基盤研究(A)(課題番号25245005)による研究成果の一部である。

#### 【注】

- 1) 改革後の議院運営の実態について詳しく検討したものとして、勝山教子「フランス下院規則の改正と運用に関する覚書—二〇〇八年七月の憲法改正を契機として—」同志社法学64巻7号(2013年)503頁以下を参照。
- 2) Jean-Louis Pezant, 《Quel droit régit le Parlement ?》, *Pouvoirs*, n° 64, 1993, p. 69. *Écrits de Jean-Louis PEZANT*, Lextenso édition, 2011, p. 268.
- 3) 憲法のメカニズムと政治的实践を規範的次元で架橋する政治法プロジェクトの意義を詳しく紹介したものとして、山元一・只野雅人編訳『フランス憲政学の動向』（慶應義塾大学出版会、2013年）がある。また、同書掲載のピエール・アヴリル等の議論に依拠しつつ、政治法という視角からフランス議会法と憲法習律との関係について詳細に分析したものとして、赤坂幸一「憲法習律論とフランス憲法学」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 大石眞先生還暦記念』（上巻）（信山社、2012年）741頁以下を参照された。
- 4) 議会における「立法機能」と「統制機能」の区別の重要性については、曾我部真裕「議会内における野党会派の位置づけについて—フランスの二〇〇八年憲法改正を素材として—」法学論叢164巻1-6号(2009年)565頁以下を参照。また、改革後のフランス議会の「統制機能」について詳しくは、勝山教子「二〇〇八年七月のフランス憲法改正と議院規則の改正—政府に対する議会的統制を中心として—」同志社法学63巻1号（同志社法学会2011年）355頁以下

- を参照。
- 5) 例えば、野中尚人『自民党政権下の政治エリート』（東京大学出版会1995年）150頁。
  - 6) Jean-Jacques Urvoas, 《La lente mais irrépressible renaissance des commissions parlementaires》, *Pouvoirs*, n° 146, 2013, p. 24.
  - 7) Jean-Jacques Urvoas, *op. cit.*, pp. 23-24.
  - 8) 元老院では、所管大臣をできるだけ委員会に出席させないために、閣議が行われる水曜日の午前に敢えて委員会の開催日をおつけている。V. Jean-Eric Gicquel, 《Les effets de la réforme constitutionnelle de 2008 sur le processus législatif》, *Jus Politicum*, Hors série, 2012, p. 74.
  - 9) 詳しくは、徳永貴志「決議、政府提出法案、および修正案提出権—憲法34条の1、39条及び44条の適用に関する2009年4月15日組織法律第2009-403号」日仏法学26号（2011年）131-132頁を参照。
  - 10) Jean-Jacques Urvoas, *op. cit.*, p. 24.
  - 11) Jean-Eric Gicquel, *op. cit.*, p. 72.
  - 12) *Ibid.*, p. 73.
  - 13) 詳しくは、徳永貴志「フランス第五共和制における修正権と政党システム」一橋法学7巻2号（2008年）511頁以下を参照。
  - 14) 例えば、改革以前、国民議会の文化・家族・社会委員会は、140名にもよる議員が所属していたが、2009年7月1日に、文化・教育委員会と社会委員会に分割されてからは、各委員会の所属議員数は最大73となっている。V. Jean-Jacques Urvoas, *op. cit.*, p. 25.
  - 15) 大石真『議院自律権の構造』（成文堂1988年）170-171頁。大山礼子『比較議会政治論』（岩波書店2003年）71-72頁。
  - 16) Jean-Jacques Urvoas, *op. cit.*, p. 25. 他方、「強すぎる」委員会報告者の問題点、あるいは、報告者制度が政府の便利な道具になる危険性を指摘するものとして、勝山教子・前掲注1）525頁。
  - 17) Jean-Jacques Urvoas, *op. cit.*, p. 25.
  - 18) 以前の規定では1週間とされていた。元老院においても2週間以上前とされている（元老院規則28条の3）。
  - 19) Damien Chamussy, 《Le travail parlementaire a-t-il changé? Le point de vue d'un praticien》, *Jus Politicum*, Hors série, 2012, p. 53.
  - 20) 委員会審議における議員の修正案提出についても、議院規則により同様の期限が定められている。詳しくは、徳永貴志「フランス議会における審議の合理化—2009年議院規則改正についての覚書—」一橋法学9巻3号（2010年）787頁以下。
  - 21) Damien Chamussy, *op. cit.*, p. 54.
  - 22) 徳永貴志・前掲注20）789頁以下。
  - 23) Damien Chamussy, *op. cit.*, p. 54.
  - 24) Jean-Eric Gicquel, *op. cit.*, p. 76.
  - 25) Hugues Portelli, 《Le temps parlementaire》, *Pouvoirs*, n° 146, 2013, p. 76.
  - 26) *Ibid.*, p.80.
  - 27) 徳永貴志・前掲注13）564頁以下。
  - 28) Ariane Vidal-Naquet, 《La revalorization du Parlement et l'équilibre au sein de l'exécutif Vers un rééquilibrage au sein de l'exécutif?》, *Un Parlement Renforcé?*, Dalloz, 2012, p. 144.
  - 29) *Ibid.*, p. 144.
  - 30) *Ibid.*, p. 145.
  - 31) 徳永貴志「フランス憲法改正による議会手続の変容—立法府と行政府の再均衡化—」憲法理論研究会編『政治変動と憲法理論』（敬文堂2011年）104頁。
  - 32) Céline Vintzel, *Les armes du Gouvernement dans la procédure législative*, Dalloz, 2011. また、本書のエッセンスを紹介した講演記録として、セリーヌ・ヴァンゼル（徳永貴志訳）「合理化された議会制と立法手続」北大法学論集63巻6号（2013年）477-501頁を参照されたい。
  - 33) Ariane Vidal-Naquet, *op. cit.*, p. 149.
  - 34) *Ibid.*, p. 150.
  - 35) Ariane Vidal-Naquet, 《Le renouveau de l'opposition》, *Pouvoirs*, n° 146, 2013, p. 139.
  - 36) Julie Benetti, 《Les rapports entre gouvernement, groupes de la majorité et groupes d'opposition》, *Jus Politicum*, Hors série, 2012, p. 90.
  - 37) Ariane Vidal-Naquet, *op. cit.*, p. 143.
  - 38) Eric Thiers, 《La majorité contrôlée par l'opposition: pierre philosophale de la nouvelle répartition des pouvoirs ?》, *Pouvoirs*, n° 143, 2012, p. 62, Pierre Avril, 《Renforcer le Parlement: qu'est-ce à dire ?》, *Pouvoirs*, n° 146, 2013, p. 14.
  - 39) Pierre Avril, *op. cit.*, p. 14.

（2013年11月29日 受稿）  
（2013年12月18日 受理）